



京 都 労 働 局

平成26年11月28日

午前10時解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担
当

京都労働局雇用均等室

雇用均等室長 和田秀美

地方機会均等指導官 高江洲洋子

電話 075-241-0504

妊娠・出産・育児休業の取得などを巡る事業主との トラブルに関する「電話相談」—時間を延長して実施—

妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益取扱に関する相談が、雇用均等室に多く寄せられています（別添1）。

このため、12月17日（水）～19日（金）の3日間、通常の17時15分までの相談受付時間を19時まで延長して、妊娠・出産・育児休業の取得などを巡る事業主とのトラブルに関する「電話相談」を受け付けます（別添2）。

『妊娠・育休トラブル 電話相談』

日時：平成26年12月17日（水）～19日（金）
8：30～19：00

電話番号：075-241-0504

このようなご相談に対応します。

- 上司から、産休・育休はとれないと言われた。
 - これまで1年契約を更新されてきたのに、妊娠を伝えたら契約更新しないと言われた。
 - 育児休業を取りたいと申し出たら、復帰後はパートになるように言われた。
 - 妊娠中体調不良で休んだら、退職を強要された。
- など

※ 「電話相談」の時間延長は、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局が同時に実施します。

※ 当該期間以外については、各労働局の雇用均等室において随時相談を受け付けています。（受付時間8：30～17：15（土・日・祝・年末年始除く））

妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱に関する相談等件数

	平成 25 年度							平成 26 年度上半期						
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	計
①労働者からの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱(均等法第9条第3項)に関する相談件数	36	38	196	48	15	11	344	14	15	80	33	7	3	152
②労働者からの育児休業に係る不利益取扱(育介法第10条)(個別の権利侵害)に関する相談件数	19	19	145	36	21	7	247	10	6	57	12	6	4	95
③労働者からの育児休業以外に係る不利益取扱(育介法第16条の4ほか)(個別の権利侵害)に関する相談件数	10	6	53	10	9	1	89	0	2	27	13	6	0	48
①～③合計	65	63	394	94	45	19	680	24	23	164	58	19	7	295
④労働者からの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱(均等法第9条第3項)に関する紛争解決援助申立件数(調停含む)	10	4	18	5	5	1	43	1	0	6	8	2	3	20
⑤労働者からの育児休業取得等不利益(育介法第10条、第16条の4ほか)に関する紛争解決援助申立件数(調停含む)	12	4	11	3	1	0	31	3	0	2	4	3	1	13
④、⑤合計	22	8	29	8	6	1	74	4	0	8	12	5	4	33

妊娠・育休トラブル 電話相談

19時まで
延長

1年契約で更新されてきたのに、
妊娠を伝えたら、次の
契約更新はしないと言われた。

上司から、産休・育休は取れない
と言われた。

育休は取れたけど、
「戻るときはパートに
なってね」と言われた。



これって
マタハラ???



妊娠・出産・産休・育休などを理由とする、
解雇、不利益な異動、減給、降格などの
不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

平成26年12月17日(水)～19日(金)

8時30分～19時00分

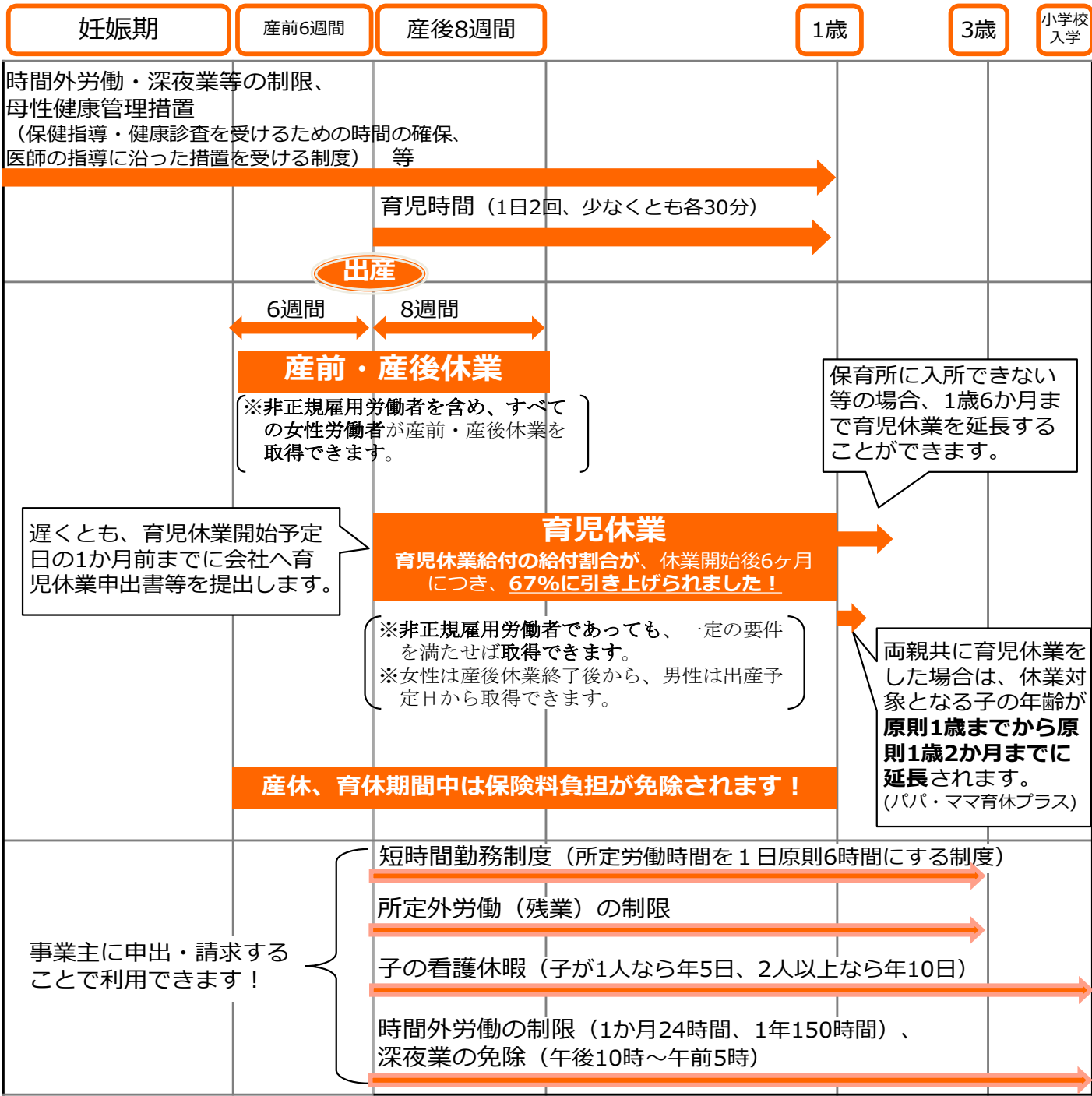
3日間は時間を延長してご相談をお受けします。

通常の受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

会社の所在地の各労働局雇用均等室へご相談を！(匿名でも大丈夫です)

滋賀	☎077-523-1190	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	☎075-241-0504	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	☎06-6941-8940	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	☎078-367-0820	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クロスビル7-15階
奈良	☎0742-32-0210	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	☎073-488-1170	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

～妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度～



豆知識

～いちど退職してしまうと、生涯賃金に大きな差が出ます～

